

平成29年度第1回香芝市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1. 日 時	平成29年8月3日(木) 午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所	保健センター3階 会議室
3. 出席者	出席委員 14名 欠席委員 0名 保険者 9名
4. 議 題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 平成28年度決算見込みについて (3) その他
5. 議事内容	<p>(1) 会長・副会長の選出について</p> <p>会長・副会長が選出された。</p> <p>(2) 平成28年度決算見込みについて</p> <p>質 疑 平成28年度決算見込みでは3億8,180万円強の黒字が出ているが、黒字分で保険料を下げることに対する考えはどうか。</p> <p>回 答 今後の医療費の増大や、平成30年4月からの国保県単位化に伴う保険料の増額に現在の黒字分を使いたいと考える。平成28年度黒字分のうち2億円を財政調整基金に積み立てており、現在積立額は約5億3千万円となっている。</p> <p>質 疑 決算見込みでは一番のウエイトを占めている保険給付費が昨年度と比べて1億円ほどの減となっているが、原因としてはどのようなことが考えられるか。</p> <p>回 答 高額な薬剤の大幅な減額が大きく影響しているものとする。今後は薬価の改定などを引き続き見ながら精査していく必要がある。</p> <p>質 疑 薬価以外の原因を見たときに、今後増加していく傾向にあるのか。</p> <p>回 答 外来と薬価は下がっているが、その他の部分については昨年度より上がっている、もしくは横ばいの状態が続いている。</p> <p>質 疑 国保の被保険者は特に現役世代で減少傾向が見られるが、国保の保険料収入の負担力から見ると、どのような傾向が見られるか。</p>

回 答	一人あたりの基準総所得から見ると、奈良県内39市町村において7位という位置づけである。
質 疑 回 答	7位というのは、県内12市の中でということか。 県内39市町村の中で7位である。市においては12市の中で3位である。
質 疑 回 答	徴収率が交付金等にも関わってくると思うが、徴収率の傾向はどうか。 平成28年度の徴収率は現年度分が92.26%、滞納繰越分については26.09%、総合としては79.89%となっている。平成27年度と比べると、総合で0.85%の伸びとなっている。
質 疑 回 答	金額の面ではどうか。 現年度分の収納額は14億7,542万3,762円である。滞納繰越分は9,596万7,255円であり、合わせて15億7,139万1,017円という結果になっている。
質 疑 回 答	徴収額は順調に上がっていると思うが、かたや欠損額についてはどうか。 現年度の不納欠損額は総額で3,089万837円となっている。平成27年度は5,491万9,653円である。
(3)	その他（平成30年度県単位化について）
質 疑 回 答	平成30年度の市町村国保県単位化にあたり、何が一番変わるのか。保険料の増減や、サービス水準についてはどうか。 保険の各種手続きに関しては現行と変わらず市町村が窓口となる。県が保険者になるということで、できる限り統一した保険料の設定を目指しているが、香芝市は県内でも所得水準が高いほうなので保険料は現在よりも上がると想定される。ただ、実際の保険料の数値等は県からの提示が無い。またサービス水準であるが、保健事業は法令等で定まっているサービス内容なので現在と変更はない。
質 疑	県単位化することで保険料は県内統一で同じ額になるということの間違いないか。また香芝市の所得水準が県内で上位であることを考えると、今の保険料よりも上がる可能性が高いということか。

回 答	県としてはできる限り統一した保険料の単価を目指しているということであるが、各市町村の所得水準に応じた配分がどうなるかは現時点ではわからない。
質 疑	ということは、県からは統一的な基準の他に各市町村の所得水準に応じた保険料が示され、そこで香芝市の所得水準が高いので今の保険料より少し上がる可能性があるかもしれないということか。またサービスの給付水準は変わらないということでしょうか。
回 答	ご指摘の通りである。奈良県全体で見ると赤字の市町村も多く、そういうところと足並みをそろえて一律の保険料額が出されるとなると、黒字の香芝市としては保険料が高くなることは否めない。ただ、市町村の裁量権はあるので調整の余地はある。また、高齢化という面では香芝市は他市町村より10年ほど遅れてピークを迎える。今は赤字団体に対して料率を多く負担する形になるが、長い目で見ると今後支援を受ける立場に変わりうる。
質 疑	滞納金や基金の積み立てなどのお金に関しては、広域化になることでしょうか。
回 答	財政調整基金については、現状と変わらず各市町村が保険料や給付に充てることができる。保険料の滞納については、保険料の決定権が市町村にあるので、滞納による未収への対応は各市町村で必要になってくると考える。
質 疑	市町村国保の県単位化のスケジュール案を説明していただいたが、実際にスケジュール通りに進んでいるのか。保険料の値がまだ県から示されていないということであったが、全体として遅れているのか。
回 答	全体としては若干遅れ気味である。
質 疑	とはいえ平成30年度からスタートすることには変わりはないのか。
回 答	平成30年4月より改正するということで変更はない。